

社会保険等未加入対策について

下関市上下水道局

社会保険等未加入対策については、建設産業における公平で健全な競争環境の構築及び現場の技能労働者の処遇改善のため、全国的に取り組んでおり、下関市上下水道局においても下記の取扱を行います。

1. 元請業者への対策（市契約課にて対応します。）

平成28年4月1日から競争入札参加資格審査申請時に雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることを申請条件とします。

（1）確認方法

- ・添付される経営事項審査結果通知書による確認
- ・上記通知書で「未加入」であった後、新たに「加入」又は「適用除外」となった場合それぞれの当該事実を証する書面による確認

（2）対応時期

- ・平成28年4月1日から受付を行う競争入札参加資格審査申請から社会保険等の加入状況の確認を行います。

（3）現在登録業者で社会保険等が未加入の業者について

- ・年内に現在提出されている経営事項審査結果通知書により加入状況の確認を行い、未加入の場合は年明けに確認の照会通知を発送します。年度内に加入の確認が取れない場合は平成28年3月31日付けで資格取消を行います。

2. 下請業者への対策

平成28年4月1日以降に公告または指名通知を行う工事のうち下請総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事について一次下請業者（建設業許可業者）は原則社会保険等に加入又は適用除外の業者に限定することとします。

（1）確認方法

- ・受注者から提出された施工体制台帳及び再下請通知書により確認をします。

（2）受注者への措置

- ・特別な事情がある場合を除き、社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合に国、県と同様に下記の措置を行います。

- ア 制裁金の課金 : 当該下請契約の10%を課金
- イ 指名停止措置 : 契約違反に該当し、1ヶ月の指名停止
- ウ 工事成績評点の減点 : 指名停止措置に伴い減点を行う。

※特別な事情とは、当該下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となることが明らかであると上下水道局が認めた場合で、個別に判断することになります。なお、この場合においても指定期間内に社会保険等の加入を義務付けるものとし当該期間内に加入しなかった場合は、上記措置を行います。

（3）その他

- ・一次下請業者の社会保険等の加入義務については、工事請負契約書を改正する予定です。